

【フランス】 グリーンエネルギーへの転換推進のための法律の制定

専門調査員 海外立法情報調査室 豊田 透

* 2015 年 8 月に、エネルギーの消費を節減し、太陽光、水力、風力等のグリーンエネルギーへの積極的な転換を推進するための法律が制定された。

1 経緯

フランスは原子力分野で世界をリードしている国であるが、原子力や化石燃料の使用を抑制して太陽光、風力、水力等のグリーンエネルギー（*énergie verte*）への転換を推進する取り組みにおいても積極的、模範的な役割を果たそうとしている。現政権はセゴレーヌ・ロワイヤル（*Ségolène Royal*）エコロジー・持続可能開発・エネルギー相を中心に、国と地域、市民、企業等「国を挙げて」この問題に取り組む姿勢を表明しており、また 2015 年 12 月には気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）がパリで開催される事情もあり、2015 年は大きな成果が期待されていた。

政府は 2013 年に関係団体や市民と討論を重ねて諸政策の立法化準備を進め、2014 年 7 月に政府原案を提示した。議会における長い審議の末 970 件の修正が加えられ、2015 年 8 月 17 日に「グリーン化促進のためのエネルギーの移行に関する法律」（注 1）として成立した。

2 法律の構成と内容

この法律は全 8 章 215 か条からなる。以下に構成と主な条項及び議会内外で議論があった条項を紹介する。

(1) 第 1 章：エネルギー転換を達成し、フランスのエネルギー自給と経済の独立性を強化し、人の健康と環境を守り、気候変動に対処するため、全体目標を定める

温室効果ガスの排出量について、1990 年比で、2030 年までに 40%、2050 年までに 1/4 に削減する。2050 年時点の全エネルギーの最終消費量を 2012 年比で半減させる。中途の目標として 2030 年時点で 20%削減する。また、全エネルギー消費量における再生可能エネルギーの割合を、2020 年において 23%、2030 年において 32%とする。

原子力発電量を 2025 年時点で総発電量の 50%に低減する目標が規定されているが（現在は 75%を占める）、議会において議論があった条項で、上院（元老院）では原案の 2025 年という時限を削除した修正案を可決したが、下院（国民議会）での採決で復活した。

(2) 第 2 章：エネルギーの使用を節減し、料金の支払いを節約し、雇用を創出するため、建築物をよりよく改修する

建築物のエネルギー効率向上のための大規模改修を 2017 年までに 50 万件実施する。そのため、断熱性能改善工事の認可については従来の規制を緩和する。共同所有建築物の共有部分について、エネルギー効率向上のための改修が実施されやすいよう意思決定方式を

単純多数決に変更する。個人所有の建築物は、2030年を目途として、1㎡あたりの年間平均エネルギー使用量が330kWを下回るよう改修する。

(3) 第3章：大気汚染を改善し、健康を守るため、クリーンな交通手段を展開する

古い型のディーゼル車をエコロジー車に買い換える場合の支援金制度を創設する。電気自動車の充電スタンドを2030年までに少なくとも700万台設置し、電気自動車への転換を促進する。コミューン（市町村）の長は、集落地域のすべてまたは一部に、道路交通法典の規定を下回る制限速度を設定することができる。

(4) 第4章：浪費を抑制し流通の経済性を推進する：生産物の考え方からリサイクルまで

エコロジーの観点から容器や製品の再利用を促進するため、瓶等の保証金制度を試行する。2016年1月から、リサイクルができないプラスチック製の使い捨てレジ袋を使用禁止とする。廃棄物の不法処理、特に海外への不法な輸出の取締りを厳格化する。コミューンの長の域内放置車両の処分（再生、廃棄等）に関する権限を強化する。

政府案の中で最も世論を沸かせた部分が食品の浪費の抑制に関する諸規定で、食品業界に売れ残り品の廃棄を禁じ、売り場面積が400㎡を超える小売店舗に対して売れ残り品を寄付等に活用するため慈善団体との契約を義務づける等の大胆な内容であった。しかしこれらの条項は憲法院での審議において削除された。立法化は実現しなかったが、ロワイヤル大臣は直ちに、業界がこうした措置を自主的に実施するよう要請している。

(5) 第5章：エネルギーを多様化し、わが国の資源を活用するため、再生可能エネルギーを活用する

2030年までに、再生可能エネルギーによる発電量を倍増させる。

(6) 第6章：原子力の安全性と市民への情報伝達を強化する

各原子力発電所の周辺における地域情報委員会（CLI：Commission locale d'information）の役割を強化する。CLIは、少なくとも年1回公開の総会の開催、原子力施設が実施する周辺住民への情報提供活動への助言等の活動を行う。

(7) 第7章：効率と競争力を向上するため、各種の手続きを簡素かつ明瞭にする

沿岸法典の規定により制約があった風力発電施設の設置について規制を緩和する一方、景観保護との両立を図る。

(8) 第8章：市民、企業、地域、国が共に行動するための力を与える

原子力発電の抑制について、現在国内で稼働している施設を合わせた最大発電量である63.2GW（ギガワット）を超える発電施設の新規設置は認可しない。これは、もし新規に設置する場合は同等の発電量が別途削減されなければならないことを意味する。上院では総計で現状を上回る64.85GWとすることで可決されたが、下院において63.2GWに修正された。これは実質的には、現在建設中であり設計上の重大な問題が指摘されているフラマンヴィル発電所3号機と、老朽化により稼働停止が決定しているが現在まだ稼働中のフェッセンアム発電所について、双方を稼働させることの是非を巡る議論である。

注

(1) Loi n° 2015-992 du 17 août 2015 relative à la transition énergétique pour la croissance verte.